

令和5年度第6回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年9月5日（火）  
9時30分～11時20分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 21人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一  
委 員 2番 熊南 昭浩 3番 山崎 修  
4番 西田 清範 5番 田中 輝男  
6番 森 悦雄 7番 古田 茂  
8番 田中 善憲 10番 大橋 芳信  
11番 大浦 清貴 12番 山崎 巖  
13番 福山 英則 14番 仲田 茂男  
15番 下村 帝 16番 北森 正誠  
17番 渡辺 正志 18番 金田 修一  
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 3名 1番 杉林 清則 9番 大場 忠勝  
19番 長谷 幹夫
5. 議 題 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第17号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第18号 事業計画の変更について  
議案第19号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について  
議案第20号 非農地証明書の交付について  
報告事項第18号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第20号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について  
報告事項第21号 農地法第5条の規定による許可の一部取消しについて

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、9時30分現在、委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第6回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。4番西田委員、5番田中委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は、3件で、申請面積は16,524.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。2ページをご覧ください。

1番は、贈与により、父から子に、所有権を移転するものです。以前から、同じ住所に住む父と子で梨の栽培をし、農業経営を行ってきております。

議案書3ページをご覧ください。

2番は、贈与により、申請農地の隣接地に居住する譲受人に所有権を移転するものです。はちみつを採取するためのレンゲ等の栽培を行う予定です。

3番は、高齢のため、父から子に、使用貸借権を設定するものです。以前から、同じ住所に住む父と子で農業経営を行ってきております。

申請農地には、かぶら等の栽培を行う予定です。  
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第17号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、8ページの10番は〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事関与の制限を受けません。

事 務 局 議案第17号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は4ページから8ページになります。

今回、4条申請は、0件、5条申請は、10件、合計面積は14,870㎡です。議案書5ページをご覧ください。5条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

5条申請1番は、針原地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の●●●●は、主にリフォーム工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、資材高騰によりリフォームの需要が増加しており、既存の資材置場が手狭になり、新たな資材置場の確保が急務となっていることから今回申請されたものでございます。資材置場の敷地は東側の宅地部分も含め、942㎡となります。申請地は宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請2番は、五福地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため通勤、通学など利便性の高い、また、祖母、祖父との相互扶助に適した申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、神明地区において、駐車場敷地及び農作業場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人の子が既存宅地の農業用倉庫を取り壊し、住宅を建築する予定であり、農作業場の代替地の確保が急務となったため、自宅の隣接地において農作業場と自家用車の駐車場整備のため、今回、申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請4番は、長岡地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートで生活しておりますが、手狭なため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は宅地、山林で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書は6ページになります。

5条申請5番は、水橋東部地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートで生活しておりますが、手狭なため、実家の農業を継承するにあたり、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請6番は、大沢野地域大久保地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の△△△△は、主に建物の解体工事、土木工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、婦中町を拠点に事業を行っておりますが、近年、県東部や大沢野地域の仕事が集中していることから、作業の効率化を図るため、作業現場に近い申請地において、資材置場整備のため申請されたものでございます。資材置場の敷地は西側の宅地部分も含め、735㎡となります。申請地は宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団

規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請7番は、大沢野地域大久保地区において、住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存宅地が手狭であることから、Uターンで帰ってくる息子の駐車スペース、また薪の原木置場及び作業場の確保が急務であることから、今回申請されたものでございます。既存宅地と申請地の合計が388㎡となります。申請地は半径500mの範囲内に医療施設、教育施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。この案件につきましては、別事業者から事業計画の変更及び許可の一部取消が同時に申請されておりますので、後ほどご説明いたします。

議案書は7ページになります。

5条申請8番は、大山地域大庄地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

5条申請9番は、婦中地域速星地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の▲▲▲▲は主に写真や印刷製本並びにその製品の販売を行っております。転用の概要といたしましては、▲▲▲▲では、日勤、夜勤合わせて624名の従業員が働いておりますが、従業員の駐車場は約500台分しかなく、慢性的に従業員駐車場が不足しており、令和5年5月12日に農地転用許可を受け、駐車場を整備しましたが、駐車場不足の解消には至っておらず、今回改めて駐車場拡張のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書は8ページになります。

5条申請10番は、婦中地域古里地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、実家で生活しておりますが、手狭であるため。また、今後、専業農家に従事するため、農業後継者として、農地を管理しやすい、相互扶

助に適した実家の隣接地において、農家住宅建築のため今回、申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、10番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、10番を除き、申請どおり許可することといたします。続きまして、10番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、10番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、10番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、10番について、申請どおり許可することといたします。〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、議案第17号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第18号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。議案書は9ページ、10ページになります。

1番につきましては、陸砂利採取の一時転用の期間延長の変更申請でございます。この案件につきましては、令和3年9月30日に農地法第5条許可を受け、2年間の陸砂利採取の計画でありましたが、地元の要望により搬出に関する通行規制がかかり当初計画に遅延が生じたため、1年間、工期の延長したく今回申請されたものであります。その他の工事内容には変更ございません。農地法により一時転用は最長3年であり延長はできません。

2番につきましては、事業面積の縮小による変更申請でございます。この案件については、議案書6ページ農地法第5条7番でご説明した案件に関するものでございます。変更内容につきましては、令和4年5月11日に農地法第5条で、建築条件付き売買予定地で許可を受けましたが、許可後、隣接する土地の所有者から住宅敷地拡張の相談を受け、事業面積を一部縮小したため、今回申請されたものでございます。事業内容、区画数については変更ございません。

以上です。

会長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 議案第18号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第19号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第19号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、11ページから13ページです。

利用権設定は、今回は2件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年です。設定面積は、10,971.00㎡です。

すべて相対で農地中間管理機構を通すものではありませんでした。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第 19 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第 20 号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 20 号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。  
議案書のページは、14 ページから 15 ページです。

当該案件においては、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると、現地を確認してまいりました。  
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第 20 号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理について



第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第20号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の  
規定による受理について  
第21号 農地法第5条の規定による許可の一部取消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第18号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、16ページから20ページです。

今回の受理件数は15件で、すべて相続により所有権を取得したものです。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。

報告事項第19号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、21ページから24ページです。

解約件数は8件で、解約面積は28,981.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第20号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは25ページから28ページまでです。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が3件、合わせて8件、面積は合わせて1,899.21㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものはありませんでした。

報告事項第21号農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消しについてご報告いたします。議案書のページは29ページです。

この案件については、議案書6ページ農地法第5条7番、議案書10ページ事業計画の変更2番でご説明した案件に関与するものでございます。内容につきましては、令和4年5月11日に農地法第5条、建築条件付き売買予定地で許可されましたが、許可後、隣接する土地の所有者から住宅敷地拡張の相談を受け、当初事業面積を縮小する必要が生じたため、隣接する土地を分筆し、地権者及び地目を戻し、原状回復後、許可の一部取消願いを提出されたものでございます。この案件につきましては、令和5年8月25日に許可一部取り消し通知を行いましたのでご報告いたします。

議案書にはございませんが、令和5年6月総会にて審議いただきました、中間管理機構通しの利用権設定にかかる、農用地利用配分計画につきましては、富山市提出の原案通り認可された旨、富山県より通知がありましたので、ご報告します。

ご覧になりたい方はこちらに置いておきますので、ご覧ください。  
以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もないようですので、これもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 　続きまして、協議・報告事項に入ります。  
まず、令和5年度「農業委員会視察・研修」(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　それでは、ただ今説明がありました、農業委員会視察・研修について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

□ □ 委 員 　研修全体の時間は何時間ほどか。4時間ほどか。

事 務 局 　天候にも左右されますが、8月末に候補地を事前見学しましたところ、視察時間としては1時間ほど、移動に往復1時間半、お昼の時間もありますので、おおむね4時間になるかと思われます。

□ □ 委 員 　移動時間と視察だけなら3時間ということか。

事 務 局 　お昼の時間を入れると、4時間ほどかと思われます。

■ ■ 委 員 　別日にするといろいろ用事がある人もいる。

□ □ 委 員 　11月月次総会と視察は同日でいいのでは。

会 長 　それでは、今年度の視察先は計画案のとおりとし、11月月次総会と同日で実施することよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 　それでは、今年度の視察の詳細については、10月の月次総会時に事務局からお知らせします。

会 長 　次に、令和6年度「富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」(素案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました意見書（素案）について追加や改善などご意見、ご質問があれば承ります。

会 長 何もなければ、この内容でよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 それでは、次回の総会で意見書（案）を提示し、再度協議したいと思います。

会 長 次に、富山市農業・農村地域計画策定協議会について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました協議会について、ご意見等があれば承ります。

◇ ◇ 委員 全体の流れはそうだろうけど、地元の段取りは誰がするのかなど、話はあったのか。招集は誰がかけるかなど、決まっているのか。

農政企画課 目標地図の素案の作成については農業委員会で作成するのですが、協議の場を設けるなどの調整は市となっております。人・農地プランの38地区を用いますが、規模等については農政企画課、農業委員、JAで相談し調整したい。

◇ ◇ 委員 もう少し具体的な話を聞きたい。例を出すと、私の担当は八尾町の山手の方になるが1地区全体での招集は難しいので集落単位で行うのが良いと考えているが、その招集は誰がするのかということを知りたい。

事務局 農業委員会としては、協議の招集は市からと考えております。ただし、人・農地プランの38地区については、範囲が大きく目標地図が細くなる懸念があるため、協議する単位については、市に申し入れを行うことを考えております。

農政企画課 協議を行うタイミングについてもJAの会議と併せて行うと効率が良いと考えております。

- □ 委員 先の意向調査のアンケートの結果とは連動しているのか。
- 事務局 協議には、今回の意向調査の結果を反映した現況地図を使用し、今後の農地利用者について話を行いたいと考えております。
- ▽ ▽ 委員 アンケートの回収は進んでいるのか。
- 事務局 現在、アンケートについては、順次回収しているところであり、提出期限まで約1ヵ月ありますので、結果については、10月月次総会にてご報告させていただきたいと考えております。また、多くの方にご回答いただきたいと考えておりますことから、ホームページへの掲載のほか、地区センターに調査への協力をお願いするポスターを貼るなどしております。
- ▽ ▽ 委員 農家さんを回っていると、アンケートについて、「これは何か」とたびたび聞かれる。アンケートに答えなければという意識が薄いように感じる。例えば生産組合に依頼して、アンケートを回答された方を確認するような体制などを作らないと、なかなか回答率はあがらないのではと考える。
- ▼ ▼ 委員 今回の農地の意向調査のアンケートから現況地図は作成できそうか。
- 事務局 現況地図については作成可能と考えております。現時点でも、農地をどのような年齢の方が耕作されているのかなどという現況地図は作成できますし、意向調査の結果を受けて、農地の拡大や縮小の意向を反映した現況地図を作成することが可能です。
- ☆☆ 委員 地図の規模はどのようなものになるのか。集落単位か。
- 事務局 現況地図の規模は、地域で話し合いを行う単位となります。縮尺を小さくすれば広い範囲での現況地図も作れますが、実態が分かりづらい現況地図になるため、地域で話し合いを行える単位での現況地図を使用し、目標地図の素案の作成を行いたいと考えております。
- ☆☆ 委員 地域の生産組合長に協力してもらえないと、だれが何を作っているかなど、その土地の状況の把握は難しいのではないかと考える。
- 事務局 目標地図の素案作成には、地域での話し合いが必要であるため、生

産組合単位などでの現況地図の作成を考えています。年明けに、生産組合の会議がありますが、その時に生産組合単位の地図を使用し、協議を行うという案もあります。

農業委員会としては、目標地図の素案を作らなくてはなりませんので、農地一筆ごとの利用者を特定する必要があります。地区の単位を広げてしまうと、お集まりいただく方も増えてしまうため、話し合いやすい単位にしていきたい、という思いはあります。

★ ★ 委員 その地図のデータを提供していただき、こちらで扱えるようにしてもらえるのか。そもそも紙でもらったらだめなのか。

事務局 基本的には農業委員会サポートシステムに情報を入力して、そこから国のe-m a f地図に反映させるという流れになっております。その情報を印刷するということになりますが、そのデータがあるかどうかは現時点で不明ですので、データの提供について何とも言えません。なお、紙ベースではお渡しできるものと考えております。

▼ ▼ 委員 現況地図の作成にあたり、平野部の方は問題ないと思われるが、山間地の現況はどのように把握されたのか。野帳などを用いられたのか。

事務局 現況地図は、基本的に法務局の公図を用いて作成しておりますので、公図が無い場所の農地は表示されないということになります。地区単位の話し合いの中で、現況地図に載っていない農地がある場合はその場でお示ししていただくことにより、追加で補完させていただきたいと考えております。

▼ ▼ 委員 山田地域だけの問題なのかもしれないが、現況と公図とがまったく違うので、判断できる人はいないと思われる。そこで野帳を用いてももらえれば、かなり現況と合致しているので、野帳を用いていただければと考えている。

事務局 目標地図の素案作成にあたり、国の情報だけでなく、使用できる情報があれば、その情報を用いてもよいという国の見解も示されておりますので、その地域については、野帳を利用して問題ないと考えております。

会長 それでは、ただ今、説明がありました協議会について、ご意見等があれば承ります。

会 長 目標地図を含む、地域計画の策定については、協議会のスケジュール・役割分担にて進めていくこととなりますので、皆様のご協力をお願いします。

今ほどいただいたご意見等については、事務局を通して協議会に申し入れます。

会 長 次に、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案）への意見について、事務局及び富山市から説明をお願いします。

（事務局・農政企画課 説明）

会 長 それでは、ただ今、説明がありました基本構想（案）について、ご意見等があれば承ります。

◇ ◇ 委員 文字の大きさが違うところが何箇所かあるが、特別に力をいれているところなのか。

農政企画課 文字の大きさが違うところは、表題かと思われまます。

◆ ◆ 委員 何点か気になったことをお伝えしたい。

1 ページ目の「1. 農業・農村をめぐる現状」の前段は数字などがあり具体的だが、後段3行は数字が無く、抽象的な印象を受ける。農家所得が「比較的高い」というのであれば、何が高いのか具体的にわかりやすくしてほしい。

2 ページ目の上から2行目の集落営農組織の法人化の部分について、地域の担い手が高齢化し世代交代が問題となっている中で、農地集積や集約などの問題に踏み込んでいいのか。

また、2 ページ目の青字箇所に障害者の農業分野での活動については、障害者が農業分野に参入するのを当たり前のようになっているが、現状は農業分野での雇用機会の創設の段階であり、まだまだ活動について言える段階ではないと感じる。

2 ページから3 ページ目については、資材高騰化対策を含めて競争力の話をしてほしい。資材費や農業機械の負担が大きく、現状では所得の確保も難しくなっている。

3 ページの中山間地域の活性化対策についても、例えば森林ボランティアなど、中山間地域の新規事業として、もう少し踏み込んだ表現にしてもいいのではないかと感じる。

中山間地域に関する記載についても「粗放的な」という表現があるが、わかりにくく、ほかの方に伝えづらい。類似の表現があれば教えてほしい。

最後に、別表の農業経営の発展指標について、家族経営の認定農業者同士を比べているのに、水稻の作付面積が14.6ヘクタールに対して農作業舎の面積が150㎡、8ヘクタールに対して200㎡と面積の整合性がとれておらず、なぜこういうことが起きているかわからない。また、コンバイン（4条）とコンバイン（5条）の違いもよくわからない。

会長 今ほどのご意見等については、事務局でとりまとめの上、農業委員会の意見として市に提出したいと思います。

会長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 それでは、令和5年度第6回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。